資料２２

○相模原市都市公園条例施行規則

昭和４５年３月３０日

規則第１２号

(趣旨)

第１条　この規則は、相模原市都市公園条例(昭和４５年相模原市条例第１１号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(制限行為の許可申請等)

第２条　条例第３条第１項又は第３項の規定による許可を受けようとする者は、都市公園利用許可申請書又は都市公園利用変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を許可するときは、都市公園利用許可書又は都市公園利用変更許可書を申請者に交付しなければならない。

(有料公園施設の承認申請等)

第２条の２　条例第６条の２第２項の規定による承認(第７項に規定する承認を除く。)を受けようとする者は、別表に定める期間内に、有料公園施設利用承認申請書を市長(条例第２０条に規定する指定管理者が管理する有料公園施設にあつては、指定管理者。以下この条(第２項を除く。)において同じ。)に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が公用又は公共のためその他の理由により特に必要があると認めたとき(条例第２０条に規定する指定管理者が管理する有料公園施設にあつては、指定管理者が公用又は公共のためその他の理由により特に必要があると認め、市長の承認を得たとき)は、同項に規定する期間外においても有料公園施設利用承認申請書を提出することができる。

３　第１項の承認を受けた者は、その利用の取消し又は承認を受けた事項の変更をしようとするときは、有料公園施設利用取消(変更)承認申請書を市長に提出しなければならない。

４　第１項及び前項の場合において、相模原市公共施設予約システムの利用者登録カードの交付等に関する規則(平成７年相模原市規則第３５号。以下「カードの交付等に関する規則」という。)第３条第１項の利用者登録カード(以下「利用者登

録カード」という。)の交付を受けた者は、利用者登録カードを用いることにより利用の承認又はその利用の取消しの申請をすることができる。

5　市長は、第１項及び前２項の規定による申請を承認するときは、有料公園施設利用承認書又は有料公園施設利用取消(変更)承認書を申請者に交付するものとする。ただし、前項の規定による申請を承認するときは、その旨をカードの交付等に関する規則第２条第１号に規定する相模原市公共施設予約システムを使用して表示することにより交付したものとみなす。

6　第１項の規定による承認は、別に定めるところにより、抽選の結果又は申請の順序に従つて行うものとする。ただし、市長が、公用又は公共のためその他の理由により特に必要と認めるときは、この限りでない。

7　競技場、第２競技場、アイススケート場、水泳プール若しくはトレーニング室の一般利用の承認又は動物広場ポニー乗馬場、ニュースポーツ広場若しくは屋外水泳プールの利用の承認を受けようとする者は、市長に口頭で利用の承認を申請しなければならない。

8　市長は、前項の規定による申請を承認するときは、競技場個人入場券、競技場団体入場券若しくは競技場回数入場券、第２競技場個人入場券、第２競技場団体入場券若しくは第２競技場回数入場券、アイススケート場入場券若しくはアイススケート場回数入場券、水泳プール入場券若しくは水泳プール回数入場券、トレーニング室入場券、動物広場ポニー乗馬券、ニュースポーツ広場入場券若しくはニュースポーツ広場回数入場券又は屋外水泳プール入場券若しくは屋外水泳プール回数入場券を申請者に交付しなければならない。

9　指定管理者は、水泳プールの超過使用料又は屋外水泳プールの超過使用料を徴収するときは、水泳プール超過利用券又は屋外水泳プール超過利用券を交付しなければならない。

(施設の設置又は管理の許可申請等)

第３条　都市公園法(昭和３１年法律第７９号。以下「法」という。)第５条第１項の規定による許可を受けようとする者は、都市公園施設設置許可申請書若しくは都市公園施設設置変更許可申請書又は都市公園施設管理許可申請書若しくは都市公園施設管理変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を許可するときは、都市公園施設設置許可書若しくは都市公園施設設置変更許可書又は都市公園施設管理許可書若しくは都市公園施設管理変更許可書を申請者に交付しなければならない。

（占用の許可申請等）

第４条　法第６条第１項又は第３項の規定による許可を受けようとする者は、都市公園占用許可申請書又は都市公園占用変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を許可するときは、都市公園占用許可書又は都市公園占用変更許可書を申請者に交付しなければならない。

（監督処分の決定通知）

第５条　市長は、法第２７条第１項又は第２項の規定による監督処分を決定したときは、監督処分決定通知書により監督処分を受ける者に通知しなければならない。

２　市長又は指定管理者は、条例第１０条第１項又は第２項の規定による監督処分を決定したときは、監督処分決定通知書により監督処分を受ける者に通知しなければならない。

（公示の場所）

第５条の２　条例第１０条の３第１項に規定する規則で定める場所は、相模原市公告式条例(昭和２５年相模原市条例第２４号)第２条第２項に規定する掲示場とする。

（保管工作物等一覧簿）

第５条の３　条例第１０条の３第３項に規定する規則で定める保管工作物等一覧簿は、第１号様式とし、同項に規定する規則で定める場所は、公園課とする。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第５条の４　条例第１０条の５に規定する保管した工作物等の売却は、法令に定めがあるもののほか、相模原市契約規則(平成４年相模原市規則第９号)の規定により行うものとする。

（受領書）

第５条の５　条例第１０条の６に規定する規則で定める受領書は、第２号様式とする。

（届出）

第６条　条例第１１条に規定する行為をした者は、都市公園施設工事等届出書を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

（有料公園施設の使用料の納付等）

第６条の２　条例第６条の２第２項の承認(競技場、第２競技場、横山公園人工芝グラウンド、アイススケート場、水泳プール、トレーニング室、動物広場ポニー乗馬場、ニュースポーツ広場及び屋外水泳プールの利用の承認を除く。)を受けた者は、市長が指定する期日までに使用料を納付しなければならない。

２　市長は、前項の期日までに使用料の納付がないときは、同項の承認を取り消すものとする。

３　第１項の承認を受けた者は、同項の期日までに有料公園施設の利用の取消しを申請し、市長の承認を得たときは、使用料の納付を要しない。

（有料公園施設の利用料金の納付等）

第６条の３　条例第６条の２第２項の承認(競技場、第２競技場、横山公園人工芝グラウンド若しくは水泳プールの専用利用及び附属する施設の利用又はアイススケート場の専用利用、特別専用利用及び附属する施設の利用に係る承認に限る。)を受けた者は、指定管理者が指定する期日までに利用料金を納付しなければならない。

２　指定管理者は、前項の期日までに利用料金の納付がないときは、同項の承認を取り消すものとする。

３　第１項の承認を受けた者は、同項の期日までに有料公園施設の利用の取消しを申請し、指定管理者の承認を得たときは、利用料金の納付を要しない。

４　条例第２０条の７第３項ただし書の規定により利用料金を後納とすることができる場合は、国又は地方公共団体が利用する場合その他指定管理者が特に必要と認めた場合とする。この場合において、利用者は、指定管理者が指定する期限までに利用料金を納付しなければならない。

（使用料の減免申請等）

第７条　条例第１５条第１項の規定による使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、都市公園使用料減免申請書(以下「減免申請書」という。)を市長に

提出しなければならない。ただし、第３項第１号又は第２号に該当する場合その他市長が特に認めた場合は、減免申請書の提出を省略することができる。

２　前項本文の場合において、利用者登録カードの交付を受けたものは、利用者登録カードを用いることにより同項本文に規定する申請を行うことができる。

３　条例第６条の２第２項の承認(競技場、第２競技場、横山公園人工芝グラウンド、アイススケート場、水泳プール、トレーニング室及び動物広場ポニー乗馬場の利用の承認を除く。)に係る使用料の全部又は一部の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める率により行う。

（１）身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号)第１２条第１項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和３５年法律第３７号)第１２条第１項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者が利用するとき(ニュースポーツ広場、屋外水泳プール及びニュースポーツ広場夜間照明施設の利用に限る。)。　１００パーセント

（２）６５歳以上の者が利用するとき(ニュースポーツ広場、屋外水泳プール及びニュースポーツ広場夜間照明施設の利用に限る。)。　５０パーセント

（３）市内の学校教育法(昭和２２年法律第２６号)第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(高等部を除く。)が教育課程に基づく教育活動のため利用するとき。　１００パーセント

（４）市内の学校教育法第１条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成１８年法律第７７号)第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)又は児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所若しくはこれに準ずる施設(以下「保育所等」という。)が幼児の教育活動等のため利用するとき。　５０パーセント

（５）公益財団法人相模原市スポーツ協会又はこれに所属する団体がスポーツの振興の目的のため利用するとき。　５０パーセント

（６）指定管理者が条例第２０条の６の規定により行う同条第６号の事業(以下「指定管理者が行う事業」という。)のため利用するとき。　１００パーセント

（７）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。　その都度市長が定める率

４　前項第１号又は第２号の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、第２条の２第８項に規定するニュースポーツ広場入場券及び屋外水泳プール入場券の交付を受けることにより、全部又は一部の免除を受けたものとみなす。

５　第３項に定めるもののほか、ニュースポーツ広場、屋外水泳プール及びニュースポーツ広場夜間照明施設の利用の場合においては、回数入場券の発行により、１１回分の使用料を１０回分の使用料に減額することができる。

６　法第５条第１項又は法第６条第１項若しくは第３項の許可に係る使用料の全部又は一部の免除は、次に掲げるところによる。

（１）市、国又は県が行う事業のため、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用(以下「占用」という。)をするとき。　１００パーセント

（２）法第９条の規定により法第６条第１項又は第３項の許可があつたものとみなされたとき。　１００パーセント

（３）市行政と密接な関係を有する公共的団体又は指定管理者が行う事業(自動販売機、食堂及び売店の設置を除く。)のため占用するとき。　１００パーセント

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。　その都度市長が定める率

７　条例第３条第１項又は第３項の許可に係る使用料の全部又は一部の免除は、次に掲げるところによる。

（１）市、国又は県が行う事業のため利用するとき。　５０パーセント

（２）市行政と密接な関係を有する公共的団体又は指定管理者が行う事業のため利用するとき。　１００パーセント

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。　その都度市

長が定める率

(利用料金の減免申請等)

第７条の２　条例第２０条の８の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減額又は免除の申請をするものとする。

２　条例第６条の２第２項の承認に係る利用料金(競技場、第２競技場、横山公園人工芝グラウンド、アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の利用料金に限る。)の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める率により行う。

（１）身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法第１２条第１項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法第１２条第１項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者が利用するとき(競技場、第２競技場、アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の一般利用(競技場及び第２競技場の団体による一般利用を除く。次号及び第５項において同じ。)に限る。)。　１００パーセント

（２）６５歳以上の者が利用するとき(競技場、第２競技場、アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の一般利用に限る。)。　５０パーセント

（３）市内の学校教育法第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(高等部を除く。)が教育課程に基づく教育活動のため利用するとき。　１００パーセント

（４）市内の幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所等が幼児の教育活動等のため利用するとき。　５０パーセント

（５）公益財団法人相模原市スポーツ協会又はこれに所属する団体がスポーツの振興の目的のため利用するとき。　５０パーセント

（６）指定管理者が行う事業のため利用するとき。　１００パーセント

（７）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たとき。　市長の承認を得て指定管理者が定める率

３　条例第６条の２第２項の承認に係る利用料金(動物広場ポニー乗馬場の利用料金に限る。)の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める率により行う。

（１）身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法第１２条第１項に規定する児童相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。　１００パーセント

（２）相模原市医療費助成条例施行規則(昭和４９年相模原市規則第１７号)第１３条第１項第２号に規定するひとり親家庭等であることの証明書に記載されている者(これに準ずる市外在住の者を含む。)が利用するとき。　１００パーセント

（３）指定管理者が行う事業のため利用するとき。　１００パーセント

（４）前３号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たとき。　市長の承認を得て指定管理者が定める率

４　第２項第１号若しくは第２号又は前項第１号若しくは第２号の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第２条の２第８項に規定する競技場個人入場券、第２競技場個人入場券、アイススケート場入場券、水泳プール入場券、トレーニング室入場券又は動物広場ポニー乗馬券の交付を受けることにより、減額又は免除を受けたものとみなす。

５　第２項に定めるもののほか、競技場、第２競技場、アイススケート場及び水泳プールの一般利用の場合においては、回数入場券の発行により、１１回分の利用料金を１０回分の利用料金に減額することができる。

(使用料の還付)

第８条　条例第１５条第２項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げるところによる。

（１）降雨その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなかつたとき。　１００パーセント

（２）利用者が利用を開始する１４日前までに利用の取消しの申出をし、相当の

理由があると市長が認めたとき(第４号に該当する場合を除く。)。　８０パーセント

（３）利用者が利用を開始する７日前までに利用の取消しの申出をし、相当の理由があると市長が認めたとき(次号に該当する場合を除く。)。　５０パーセント

（４）第６条の２第３項に規定する場合において、既に納付された使用料があるとき。　１００パーセント

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。　その都度市長が定める率

２　前項の規定により既納使用料の還付を受けようとするものは、都市公園使用料還付申請書を市に提出しなければならない。

３　前項の場合において、利用者登録カードの交付を受けたものは、利用者登録カードを用いることにより同項に規定する申請を行うことができる。

４　市は、前２項に規定する申請があつた場合において、その既納使用料を、還付するときは都市公園使用料還付決定通知書により、還付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(利用料金の還付)

第８条の２　条例第２０条の９ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げるところによる。

（１）利用者の責めに帰さない理由により利用できなかつたとき。　１００パーセント

（２）利用者が利用を開始する１４日前までに利用の取消しの申出をし、相当の理由があると指定管理者が認めたとき(第４号に該当する場合を除く。)。　８０パーセント

（３）利用者が利用を開始する７日前までに利用の取消しの申出をし、相当の理由があると指定管理者が認めたとき(次号に該当する場合を除く。)。　５０パーセント

（４）第６条の３第３項に規定する場合において、既に納付された利用料金があるとき。　１００パーセント

（５）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たとき。　市長の承認を得て指定管理者が定める率

(専用利用者の資格)

第９条　有料公園施設(第８号にあっては、競技場、第２競技場及び横山公園人工芝グラウンドに限る。)を専用して利用できるもの(以下「専用利用者」という。)は、次の各号の一に該当するものとする。ただし、アイススケート場の特別専用利用にあつては、この限りでない。

（１）市、国又は県

（２）市内の学校教育法第１条に規定する学校、幼保連携型認定こども園又は保育所等

（３）公益財団法人相模原市スポーツ協会又はこれに所属する団体

（４）市が指導又は育成を行うことを必要とする団体

（５）市内の官公署、会社等

（６）スポーツの振興を目的とする公共的団体

（７）指定管理者

（８）構成員が２０名以上でその過半数が市内在住者(市内に在勤し、又は在学する者を含む。)であり、かつ、代表者が成年である団体であって、前各号に該当しないもの

（９）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(有料公園施設等の入場者の義務)

第１０条　有料公園施設等の入場者は、別に定める利用者心得を守り、係員の指示に従わなければならない。

２　専用利用者は、有料公園施設の秩序を保持するため必要な整理員を置かなければならない。

３　専用利用者は、その利用を終了したときは、直ちに係員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

(様式)

第１０条の２　この規則の規定により使用する書類(保管工作物等一覧簿及び受領書を除く。)の様式は、別に定める。

（委任）

第１１条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、昭和４５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則施行の際、現に都市公園の使用等について申請をしている者は、この規則の相当規定によつて申請をしているものとみなす。

（津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置）

３　津久井町及び相模湖町の編入の日（以下「編入日」という。）以後の津久井又野公園又は相模湖林間公園の有料公園施設の使用に係る使用料については、平成２１年２月２８日までの間、第６条の２第５項の規定は、適用しない。ただし、平成２１年３月３１日までに、利用者登録カードを用いないで使用の申請を行つた場合は、なお従前の例による。

４　編入日以後に条例第１５条第１項の規定によりなされる津久井又野公園又は相模湖林間公園の有料公園施設の使用料に係る減免（以下「減免」という。）については、減免の対象となる要件及び減免の率は、第７条第３項の規定にかかわらず、令和３年３月３１日までの間、旧津久井町都市公園条例施行規則（昭和６１年津久井町規則第１９号）又は旧相模湖町都市公園施設利用規則（平成９年相模湖町教育委員会規則第２号）の規定の例による。

附　則（昭和４８年３月３１日規則第１４号）

１　この規則は、昭和４８年４月１日から施行する。

２　相模原市立市民プール条例施行規則（昭和４３年相模原市規則第４２号）は、廃止する。

３　この規則施行の際、現に改正前の規則によって定められた様式の用紙が残存するときは、当分の間、当該用紙を使用することができる。

附　則（昭和５１年３月３１日規則第２１号）

この規則は、昭和５１年４月１日から施行する。

附　則（昭和５３年３月２８日規則第１４号）

この規則は、昭和５３年４月１日から施行する。

附　則(昭和５４年３月３１日規則第２１号)

この規則は、昭和５４年４月１日から施行する。

附　則(昭和５５年３月３１日規則第２０号)

この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則(昭和５７年３月３１日規則第３２号)

１　この規則は、昭和５７年４月１日から施行する。ただし、第２条の２第４項の改正規定中横山公園陸上競技場回数入場券に係る部分、第７条第２項の次に１項を加える改正規定及び第１号様式の次に１様式を加える改正規定は、同年５月１日から施行する。

２　この規則施行の際、現に改正前の相模原市都市公園条例施行規則の規定により定められた様式の用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附　則(昭和６０年３月２５日規則第６号)

１　この規則は、昭和６０年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際、現に改正前の相模原市都市公園条例施行規則の規定による横山公園陸上競技場回数入場券の交付を受けている者は、当該横山公園陸上競技場回数入場券により使用することができる。

附　則(昭和６０年１０月１５日規則第４１号)

この規則は、昭和６０年１１月１７日から施行する。ただし、別表の改正規定中陸上競技場に係る部分は公布の日から、テニス場に係る部分は同月１日から施行する。

附　則(昭和６０年１０月１日規則第５２号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の４の改正規定中「テニス場」の次に「並びにスポーツ広場夜間照明施設」を加える部分及び別表の改正規定は、昭和６１年１０月１６日から施行する。

附　則(昭和６２年３月３１日規則第２２号)

この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則(平成元年７月１０日規則第３８号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成元年１０月２６日規則第４４号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２年１月５日規則第１号)

この規則は、平成２年１月８日から施行する。

附　則(平成２年１０月１５日規則第３９号)抄

１　この規則は、平成３年１月２０日から施行する。

附　則(平成６年７月２９日規則第３９号)

この規則は、平成６年８月１日から施行する。

附　則(平成７年９月２９日規則第４０号)

１　この規則は、平成７年１０月１日から施行する。

２　改正後の第２条の２第２項及び第６条の２の規定は、平成７年１２月１日以後の有料公園施設の使用について適用し、同日前の有料公園施設の使用については、なお従前の例による。

附　則(平成８年１２月１９日規則第４９号)

この規則は、平成９年１月２０日から施行する。ただし、第７条の改正規定は、平成９年４月１日から施行する。

附　則(平成９年４月１日規則第３４号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成１１年３月１日規則第８号)

１　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の相模原市都市公園条例施行規則の規定により陸上競技場回数入場券の交付を受けている者は、この規則の施行の日から起算して６月を経過する日まで当該回数入場券を使用することができる。

附　則(平成１２年１月７日規則第１号)

１　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。ただし、第２条の４の改正規定及び次項の規定は、同年２月１日から施行する。

２　改正後の第２条の４の規定は、平成１２年４月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

３　改正後の第８条の規定は、平成１２年１０月１日以後の使用に係る使用料の還付から適用し、同日前の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

附　則(平成１５年３月１４日規則第２７号)

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則(平成１６年３月１５日規則第１４号)

１　この規則中第７条第６項第３号の改正規定並びに第１号様式から第４号様式まで及び第７号様式から第１４号様式までの改正規定並びに次項の規定は、平成１６年４月１日から、その他の改正規定は、同月１９日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の相模原市都市公園条例施行規則の規定により定められた様式の用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附　則(平成１７年３月３１日規則第２８号)

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則(平成１７年６月３０日規則第７３号)

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の相模原市都市公園条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定(新規則第７条及び第７条の２の規定を除く。)は、次の各号に掲げる都市公園(都市公園に設置された公園施設を含む。以下同じ。)に係る当該各号に定める日以後の管理について適用し、当該各号に定める日前の管理については、なお従前の例による。

（１）都市公園(次号に掲げるものを除く。)　平成１８年４月１日

（２）アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室　平成１８年６月１日

３　新規則第７条及び第７条の２の規定は、前項各号に掲げる都市公園に係る当該各号に定める日以後に行う使用料及び利用料金の減免について適用し、当該各号に定める日前に行う使用料及び利用料金の減免については、なお従前の例による。

附　則(平成１８年２月２０日規則第１８号)

この規則は、平成１８年３月２０日から施行する。

附　則(平成１８年３月３１日規則第９１号)

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に相模原市立鵜野森体育施設条例施行規則(昭和５４年相模原市教育委員会規則第１０号)の規定により水泳プール回数入場券の交付を受けている者は、当該水泳プール回数入場券により屋外水泳プールを使用することができる。

附　則(平成１８年１２月２５日規則第１６２号)

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則(平成１９年３月３０日規則第６８号)

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則(平成１９年３月３０日規則第１０９号)

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則(平成２０年３月２７日規則第２２号)

この規則中第１条の規定は平成２０年４月１日から、第２条の規定は平成２１年４月１日から施行する。

附　則(平成２０年１０月１日規則第８１号)

(施行期日)

１　この規則は、平成２１年３月１日から施行する。ただし、附則第４項の改正規定は、同年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、改正前の第６条の２第２項に規定する回数券を購入した者は、施行日以後の使用に係る使用料についても納付したものとみなす。

３　改正後の第７条第２項の規定は、平成２１年４月１日以後の使用に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

４　改正後の附則第４項の規定は、利用者登録カードを用いて申請した平成２１年４月１日以後の使用に係る使用料の還付及び同日以後に利用者登録カードを用いないで申請した使用に係る使用料の還付について適用し、同年３月３１日までに利用者登録カードを用いないで申請した使用に係る使用料の還付については、な

お従前の例による。

附　則(平成２１年３月３１日規則第１４号)

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則(平成２４年４月１日規則第６７号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２５年１２月１３日規則第１０２号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成２６年３月３１日規則第３７号)

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則(平成２７年３月３１日規則第７４号)

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則(平成２７年１０月１日規則第１０８号)

(施行期日)

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行の際現に第１条の規定による改正前の相模原市都市公園条例施行規則の規定に規定する書類が残存するときは、当該書類が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附　則(平成２８年３月２５日規則第１１号)

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則(平成２８年１２月２８日規則第８４号)

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、別表第１項の改正規定(スポーツ広場夜間照明施設に係る部分に限る。)は、平成２９年６月１日から施行する。

附　則(平成３０年４月１０日規則第６２号抄)

(施行期日)

１　この規則は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則(平成３１年３月２９日規則第１１号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和２年３月１６日規則第９号抄)

(施行期日)

1　この規則は、令和２年３月１７日から施行する。

附　則(令和２年３月３１日規則第４０号)

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則(令和２年３月３１日規則第５１号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和２年４月１日規則第７３号)

(施行期日)

1　この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に改正前の第２条の２第８項の規定による屋外水泳プール回数入場券の交付を受けている者及び改正前の第７条第５項の規定によりニュースポーツ広場夜間照明施設の利用に係る回数入場券を発行されている者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後も当該回数入場券を使用することができる。

3　前項の規定により、小人がニュースポーツ広場夜間照明施設の利用に係る回数入場券を使用する場合は、施行日において残存する使用回数に２を乗じて得た回数を使用することができる。

附　則(令和２年９月３０日規則第１０１号)

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則(令和２年１０月１日規則第１０８号)

(施行期日)

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第２条、第３条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(相模原市都市公園条例施行規則の一部改正に伴う準備行為)

2　第１条の規定による改正後の相模原市都市公園条例施行規則の規定による相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンドの利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附　則(令和２年１２月２８日規則第１１９号抄)

(施行期日)

１　この規則は、令和３年１月１日から施行する。

附　則(令和３年３月３１日規則第６５号)

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表(第２条の２関係)

１　専用利用及び一般利用

有料公園施設の種類	専用利用		一般利用	
	始期	終期	始期	終期
競技場 第２競技場	利用日の属する月の６月前の月の初日	利用日の属する月の３月前の月の末日		
人工芝グラウンド(横山公園)	(スポーツの振興を目的とした行事のための利用)利用日の属する月の６月前の月の初日 (それ以外の利用)利用日の属する月の２月前の月の初日	利用日		
野球場(横山公園) 軟式野球場 少年野球・ソフトボール場 テニス場	利用日の属する月の６月前の月の初日	利用日	利用日の属する月の２月前の月の初日	利用日
アイススケート場	利用日の属する月の６月前の月	利用日の属する月の３月前の月		

水泳プール	の初日	の末日		
グラウンド	利用日の属する月の６月前の月の初日	利用日	利用日の属する月の２月前の月の初日	利用日

２　特別専用利用

有料公園施設の種類	始期	終期
アイススケート場	利用日の属する月の２月前の月の第１土曜日	利用日の２日前

３　専用利用及び一般利用並びに特別専用利用以外の利用

有料公園施設の種類	第９条各号に掲げるもの		第９条各号に掲げるもの以外のもの	
	始期	終期	始期	終期
人工芝グラウンド(相模原スポーツ・レクリエーションパーク)	利用日の属する月の６月前の月の初日	利用日	利用日の属する月の２月前の月の初日	利用日
野球場(相模湖林間公園)				
スポーツ広場				
多目的グラウンド				
ゲートボール場				

第１号様式(第５条の３関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿

整理番号	保管した工作物等			放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					

第２号様式(第５条の５関係)

受　　領　　書

年　　月　　日

相模原市長　あて

住　　所
団 体 名
返還を受けた者　代表者又は
氏　　名　　㊞
電話番号

次のとおり工作物等又は現金の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
上記工作物等の代わりに現金の返還を受けた場合にはその金額		

第１号様式(第５条の３関係)

第２号様式(第５条の５関係)